

恩給法特例審議会令案要綱

一 恩給法特例審議会（以下「審議会」という。）は、軍人軍属及びその遺族の恩給に関する重要事項を調査審議し、該事項に関して、内閣総理大臣に建議し、及び内閣総理大臣の諮問に答申するものとする。

二 審議会の委員は、十五人以上とし、関係庁の職員及び学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

三 審議会の会長は、委員のうちから互選すること。

四 審議会の庶務は、総理府恩給局において処理すること。

恩給法特例審議会令（案）

内閣は、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和二十七年法律第 号）第三条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 恩給法特例審議会（以下「審議会」という。）は、恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）第一条に規定する軍人軍属又はその遺族たるに因る恩給に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣に建議し、及び内閣総理大臣の諮問に答申する。

（組織）

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（会長の職務）

第三条 委員の互選により定められた者は、会長として会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された

者が、その職務を代理する。

(庶務)

第四条 審議会の庶務は、総理府庶務局において処理する。

(雑則)

第五条 この政令に定めるものを除く外、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この政令は、憲法の特例に関する件の措置に関する法律施行の日から施行する。

裏面白紙

理由

原給法の特例に関する件の措置に関する法律の施行に伴い、原給法
特例審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員について、所要の
定をする必要があるからである。

参照条文

◎恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和二十七年法律第 号）抄

（恩給法特例審議会）

第三条 恩給法の特例に関する件第一条に規定する軍人軍属又はその遺族たるに因る恩給に関する重要事項を調査審議させるため、総理府の附属機関として恩給法特例審議会を置く。

2 前項の恩給法特例審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、同項に定めるものを除く外、政令で定める。

◎恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）抄

第一条 軍人若ハ準軍人、内閣総理大臣ノ定ムル者以外ノ陸軍若ハ海軍ノ部内ノ公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者（以下軍人軍属ト称ス）又ハ此等ノ者ノ遺族タルニ因ル左ノ各号ニ掲グル恩給ハ之ヲ給セズ

一 普通恩給

二 癈疾ノ程度ガ従前ノ恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十

七号以下令ト称ス）第二十四条第七項症ニ係ル増加恩給

三 傷病年金

四 一時恩給

五 癈疾ノ程度ガ令第三十一条（昭和二十一年勅令第五百四号ニ依ル改正前ノ令第三十一条トス以下同ジ）ノ第三目症又ハ第四目症ニ係ル傷病賜金

六 扶助料

七 一時扶助料

◎昭和二十一年勅令第六十八号施行ニ關スル件（昭和二十一年二月二日閣令第四号）抄

第一条 昭和二十一年勅令第六十八号（以下勅令ト称ス）第一条ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

一 陸軍又ハ海軍ノ警部、監獄看守長、警査、巡査又ハ監獄看守以外ノ判任官タル者、

二 陸軍又ハ海軍ノ理事官、事務官、通訳官又ハ編修

裏面白紙

三 陸軍又ハ海軍ノ警査、巡査、警守又ハ監獄看守以外ノ判任官又
ハ高等官ノ待遇ヲ受クル者
四 第一号ノ者ニシテ各庁職員優遇令ニ依リ奏任官ト為リタルモノ
又ハ退官若ハ死亡ニ際シ奏任官ト為リタルモノ